

弘済院発注の業務委託契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（第2四半期）

	案件名称	種目	契約の相手方	契約金額 (円)税込	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	【薬剤部】散薬分包機修理	13:26:01 その他	株式会社MMコーポレーション 代表取締役 北内 秀明	40,744	2023/7/5	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号	G3 特殊技術による (メーカー対応)	-
2	令和5年度 大阪市立弘済院第2特別 養護老人ホーム2階居室空調点検	01:02:04:空調・冷 暖房・換気設備	木村工機株式会社 代表取締役社長 木村 晃	49,500	2023/7/11	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号	G3 特殊技術による (メーカー対応)	-
3	令和5年度大阪市立弘済院非常用発電 機点検整備業務委託	01:02:01:電気設備	ヤンマーエネルギーシステム株式会 社 大阪支社 執行役員大阪支社長 新見 雅徳	1,009,250	2023/7/3	地方自治法施行令 第167条の2 第1項 第2号	G3 特殊技術による (メーカー対応)	-
4	【2病棟】昇降式介護浴槽（オンライ ンバス）修理	13:26:01:200 その他	オージー技研株式会社 関西支店 支店長 小池 憲章	73,700	2023/8/3	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号	G3 特殊技術による (メーカー対応)	-
5	超低温槽フリーザー点検作業	07:01:01:125 保守点検	株式会社 アダチ 代表取締役 足立 三朗	44,000	2023/8/4	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号	G3 特殊技術による (メーカー対応)	-
6	令和5年度大阪市立弘済院全館停電に 伴う不具合調査業務委託	01:02:02:006 自家用電気工作物 保安管理	一般財団法人 関西電気保安協会 大阪北営業所 所長 奥山 栄一	72,600	2023/8/4	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第5号	G17 緊急復旧にかかる点検整備等応急業務	-
7	令和5年度大阪市立弘済院寿楽館系統 高圧ケーブル端末修繕業務委託	02:01:09:181 その他保守点検整 備	株式会社盛永電気工業所 代表取締役 盛永 正直	257,400	2023/8/4	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第5号	K9 電気設備等の故障に伴う緊急復旧	-
8	令和5年度 大阪市立弘済院第2特別 養護老人ホーム2階1号室空調設備修 繕	01:02:04:009 空調設備	木村工機株式会社 代表取締役社長 木村 晃	1,023,000	2023/8/21	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号	G3 特殊技術による (メーカー対応)	-
9	令和5年度 台風7号による倒木等伐採 業務委託	01:14:03:051 樹木管理	株式会社小笠原組 代表取締役 小笠原 国次	1,980,000	2023/8/31	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第5号	G18 災害への対応やその未然防止のための 応急工事に関する業務	-
10	令和5年度大阪市立弘済院会計年度任 用職員ストレスチェック業務委託（概 算契約）	09:04:その他検査- 05:集団検診	シー・システム株式会社 代表取締役 森下 康夫	2,145	2023/9/6	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第6号	G28 実施中の業務内容と重複する業務	-
11	[医事・運用管理・もの忘れ外来]電 子カルテ用プリンター修繕	13:26:その他-01: その他	リコージャパン株式会社 デジタル サービス営業本部 大阪支社 北大 阪営業部 部長 土岐 雄一	39,919	2023/9/28	地方自治法施行令 第167条の2 第1項 第2号	G3 特殊技術による (メーカー対応)	-

	案件名称	種目	契約の相手方	契約金額 (円) 税込	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
12	令和5年度 大阪市立弘済院第2 特別養 護老人ホーム食堂空調設備整備	01:02:機械設備等 保守点検-04:空 調・冷暖房・換気 設備	木村工機株式会社 代表取締役社長 木村 晃	367,400	2023/9/1	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号	G3 特殊技術による (メーカー対応)	-
13	超低温槽フリーザー修理	13:26:その他-01: その他	株式会社 アダチ 代表取締役 足立 三朗	599,500	2023/9/5	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号	G3 特殊技術による (メーカー対応)	-

随意契約理由書

1 案件名称

【薬剤部】散薬分包機修理

2 契約の相手方

所在地 東京都文京区本郷 3 丁目 4 番 6 号

会社名 株式会社 MM コーポレーション

代表者 代表取締役 北内 秀明

3 随意契約理由

当院薬剤部に設置している散薬分包機は、故障によりフィーダーホッパー残薬処理動作が正常動作しないため、早急に修繕を行う必要がある。

当機器の修繕には特殊の技術及び固有の部品が必要であるため、機器メーカーの株式会社タカゾノが指定する販売窓口且つ修理代理店である上記事業者と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

福祉局弘済院管理課 (附属病院グループ)

(電話番号 : 06 - 6871 - 8034)

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度 大阪市立弘済院第2特別養護老人ホーム2階居室空調点検

2 契約の相手方

所在地 大阪市中央区上本町西5-3-5

業者名 木村工機株式会社

代表者 代表取締役社長 木村 晃

3 随意契約理由

弘済院第2特別養護老人ホーム2階の1号室に設置されている空調機が稼働しなくなった。

当該施設は認知症の高齢者が生活しており、自身で体温調節を管理することが難しく、室温管理は入所者の健康管理を行う上で非常に重要であることから、迅速な対応が求められる。

当該機器は木村工機株式会社が独自に設計・製作したもので、他社による点検・調整が不可能であることから、上記業者に点検を依頼する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項2号(G3)

5 担当部署

福祉局弘済院管理課(施設運営)

電話番号 06-6871-8020

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度大阪市立弘済院非常用発電機点検整備業務委託

2 契約の相手方

ヤンマーエネルギーシステム株式会社 大阪支社

3 随意契約理由

本業務委託の対象とする非常用発電機は、上記のヤンマーエネルギーシステム社の製品であり、独自の技術により設計されたもので、その点検整備ができるのは部品や整備技術を保有する製造者のみである。(G3) によって、本件は上記の業者と委託契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

福祉局弘済院管理課(計理グループ)

電話番号: 06(6871)8003

随意契約理由書

1 案件名称

【 2 病棟 】 昇降式介護浴槽 (オンラインバス) 修理

2 契約の相手方

所在地 大阪府吹田市垂水町 2 丁目 7 - 30

会社名 オージー技研株式会社 関西支店

代表者 支店長 小池 憲章

3 随意契約理由

当院 2 病棟に設置している昇降式介護浴槽 (オンラインバス) は、故障によりセンサーロック表示ランプが点灯せず、浴槽の昇降が行えないため早急に修繕を行う必要がある。

当機器の修繕には特殊の技術及び固有の部品が必要であるため、機器メーカーの上記事業者と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

福祉局弘済院管理課 (附属病院グループ)

(電話番号 : 06 - 6871 - 8034)

随意契約理由書

1 案件名称

超低温槽フリーザー点検作業

2 契約の相手方

所在地 大阪府中央区内平野町3丁目2番10号

会社名 株式会社 アダチ

代表者 代表取締役 足立 三朗

3 随意契約理由

当院2階の連携室に設置している超低温槽フリーザー(レブコ EXF-24086-AK)は、院内停電後に電源を入れるとブレーカーが落ちる事象が発生し、早急に修繕を行う必要がある。

当機器の修繕には特殊の技術及び固有の部品が必要であるため、機器メーカーの日本国内の販売及び修理代理店である上記と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

福祉局弘済院管理課(附属病院グループ)

電話番号: 06-6871-8034

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度大阪市立弘済院全館停電に伴う不具合調査業務委託

2 契約の相手方

所在地 大阪府吹田市穂波町6 - 20

業者名 一般財団法人 関西電気保安協会 大阪北営業所

代表者 所長 奥山 栄一

3 随意契約理由

令和5年8月4日午前3時45分頃、弘済院内全域停電が発生。早期に復旧しなければ、施設利用者や入院及び外来患者に多大なる迷惑をかけることとなるため、施設の運営上、早急に原因を調査し復旧しなければいけない。

以上のことより、当院の高圧受変電設備の保守点検事業者で当院電気設備を熟知しており、加えて電気事故調査の実績を持っている上記事業者の原因調査を依頼する。

4 根拠法令

地方自治法施行令167条の2第1項第5号

5 担当部署

福祉局弘済院管理課(計理)

電話番号:06(6871)8003

随意契約理由書

1 案件名称

令和 5 年度 大阪市立弘済院寿楽館系統高圧ケーブル端末修繕業務委託

2 契約の相手方

所在地 大阪市淀川区塚本 5 丁目 4 - 6

業者名 株式会社 盛永電気工業所

代表者 代表取締役 盛永 正直

3 随意契約理由

令和 5 年 8 月 4 日に発生した院内全域での停電において、原因調査をしたところ、寿楽館用区分開閉器接続点の高圧ケーブル端末に被覆の亀裂を発見し、この亀裂が高圧地絡による停電の原因と推測された。

この不具合箇所を修復しなければ、寿楽館で電気を使用できないため、施設運営上重大な支障となるため、早急に復旧しなければならない。

以上のことより、緊急工事業者リストに基づき、上記業者に不具合部分の修繕を依頼する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号

5 担当部署

福祉局弘済院管理課 (庶務)

電話番号 06 (6871) 8002

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度 大阪市立弘済院第2特別養護老人ホーム2階1号室空調設備修繕

2 契約の相手方

所在地 大阪市中央区上本町西5-3-5

業者名 木村工機株式会社

代表者 代表取締役社長 木村 晃

3 随意契約理由

弘済院第2特別養護老人ホーム2階の1号室に設置されている空調機が稼働しなくなった。

確認したところ経年劣化によるもので、一部部品の取替修繕では対応できず、機器の更新が必要な状態であった。

当該施設は認知症の主に高齢者が生活しており、自身で体温調節を管理することが困難なため、室温の管理は入所者の健康管理を行う上で非常に重要である。

猛暑が続く今夏、早急に対応する必要がある。

当該機器は木村工機株式会社が独自に設計・製作したもので、他社による点検・調整が不可能であることから、上記業者に修繕を依頼する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項2号

5 担当部署

福祉局弘済院管理課（施設運営グループ）

電話番号 06-6871-8020

随意契約理由書

1 案件名称

【 2 病棟 】 昇降式介護浴槽 (オンラインバス) 修理

2 契約の相手方

所在地 大阪府吹田市垂水町 2 丁目 7 - 30

会社名 オージー技研株式会社 関西支店

代表者 支店長 小池 憲章

3 随意契約理由

当院 2 病棟に設置している昇降式介護浴槽 (オンラインバス) は、故障によりセンサーロック表示ランプが点灯せず、浴槽の昇降が行えないため早急に修繕を行う必要がある。

当機器の修繕には特殊の技術及び固有の部品が必要であるため、機器メーカーの上記事業者と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

福祉局弘済院管理課 (附属病院グループ)

(電話番号 : 06 - 6871 - 8034)

随意契約理由書

1 案件名称

超低温槽フリーザー点検作業

2 契約の相手方

所在地 大阪府中央区内平野町3丁目2番10号

会社名 株式会社 アダチ

代表者 代表取締役 足立 三朗

3 随意契約理由

当院2階の連携室に設置している超低温槽フリーザー(レブコ EXF-24086-AK)は、院内停電後に電源を入れるとブレーカーが落ちる事象が発生し、早急に修繕を行う必要がある。

当機器の修繕には特殊の技術及び固有の部品が必要であるため、機器メーカーの日本国内の販売及び修理代理店である上記と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

福祉局弘済院管理課(附属病院グループ)

電話番号: 06-6871-8034

随意契約理由書

1 案件名称

令和 5 年度 大阪市立弘済院寿楽館系統高圧ケーブル端末修繕業務委託

2 契約の相手方

所在地 大阪市淀川区塚本 5 丁目 4 - 6

業者名 株式会社 盛永電気工業所

代表者 代表取締役 盛永 正直

3 随意契約理由

令和 5 年 8 月 4 日に発生した院内全域での停電において、原因調査をしたところ、寿楽館用区分開閉器接続点の高圧ケーブル端末に被覆の亀裂を発見し、この亀裂が高圧地絡による停電の原因と推測された。

この不具合箇所を修復しなければ、寿楽館で電気を使用できないため、施設運営上重大な支障となるため、早急に復旧しなければならない。

以上のことより、緊急工事業者リストに基づき、上記業者に不具合部分の修繕を依頼する。

4 根拠法令

地方自治法第 167 条の 2 第 1 項第 5 号

5 担当部署

福祉局弘済院管理課 (庶務)

電話番号 06 (6871) 8002

随意契約理由書

1. 案件名称

令和5年度 台風7号による倒木等伐採業務委託

2. 契約の相手方

住 所：大阪府大阪市港区夕風2-3-2

業 者 名：株式会社小笠原組

代表取締役：小笠原 国次

3. 随意契約理由

本件は、令和5年8月15日、弘済院の敷地に隣接する「みおつくしの杜（以下「施設」という。）」の職員より、台風7号の影響により弘済院の敷地内に植生する複数の樹木が、施設の敷地内に越境して倒れている旨報告を受けた。そこで職員が現地確認を行うと、倒木4本及び倒壊した場合には施設に大きな影響を及ぼす可能性が高い樹木11本を確認し、その中でも倒木3本についてはフェンスに横たわった状態で相手方施設へ越境しており、一部は通路にも影響を及ぼしている状況であった。

上記樹木については今後、台風を含めた強風・暴風や降雨によりフェンスを破壊して当該施設の通路を完全に塞いでしまうことや、新たな倒木・落木により利用者や施設へ甚大な被害を及ぼすことも想定されるため、早急に当該樹木の撤去を行う必要がある。

以上のことから、緊急工事請負業者リストに基づき、上記業者に依頼する。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

5. 担当部署

福祉局弘済院管理課（庶務グループ）

電話番号：06-6871-8002

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度大阪市立弘済院会計年度任用職員ストレスチェック業務委託（概算契約）

2 契約の相手方

大阪市北区梅田2-5-6 桜橋八千代ビル

シー・システム株式会社 代表取締役 森下 康夫

3 随意契約理由

労働安全衛生法及び労働安全衛生法施行規則の規定により、事業者は、一定の要件を満たす職員に対しストレスチェックの実施が義務づけられている。

本務職員及び1週間当たりの所定勤務時間数が常勤職員の4分の3以上の会計年度任用職員（以下「本務職員等」）のストレスチェック業務委託は、総務局が一括して契約を締結し実施することとなっているが、1週間当たり3日勤務等の会計年度任用職員については、各所属において、契約を締結する必要がある。

総務局が契約した事業者と契約することにより、本務職員等と同じ時期に同じ内容のストレスチェックができ、調査票の作成、回収、個人結果の分析、結果の納品が効率的である。また、ストレスチェックの事前準備経費及び調査票の作成、回収、結果の納品に係る経費が安価となる。

以上のことから、1週間当たり3日勤務等の会計年度任用職員のストレスチェックについては、本務職員等のストレスチェックを実施する受託業者と特名随意契約を締結することとする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

5 担当部署

福祉局弘済院管理課（庶務グループ）（電話番号 06-6871-8002）

随意契約理由書

1 案件名称

[医事・運用管理・もの忘れ外来] 電子カルテ用プリンター修繕

2 契約の相手方

所在地 吹田市江の木町 34 番 5 号

会社名 リコージャパン株式会社

デジタルサービス営業本部 大阪支社 北大阪営業部

代表者 部長 土岐 雄一

3 随意契約理由

現在使用している電子カルテ用プリンターは株式会社リコー社製であり、当機器の保守業務には特殊の技術及び固有の部品が必要であるため、当院所在地の担当である上記業者でしか対応出来ないため、当該事業者と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 (G 3)

5 担当部署

福祉局弘済院管理課 (附属病院グループ)

(電話番号 : 06 - 6871 - 8034)

随意契約理由書

1 案件名称

令和 5 年度大阪市立弘済院第 2 特別養護老人ホーム食堂空調設備整備

2 契約の相手方

所在地 大阪府大阪市中央区上町 A 番 2 3 号

業者名 木村工機株式会社

代表者 代表取締役社長 木村 晃

3 随意契約理由

弘済院第 2 特別養護老人ホーム 2 階食堂のファンコイルユニットから漏水が発生し、6 台中 2 台が使用不能となった。加えて、風量切替スイッチが故障し、風量調節が出来なくなった。これらの不具合により冷房能力が半減し、食堂内の室温が上昇した。このまま放置をすれば施設利用者に熱中症など健康上重大な支障をきたすため、早急に空調設備の修繕を行うものである。

当該機器は木村工機株式会社が独自に設計・製作したもので、他社による点検・調整が不可能であることから、以上のことより、製作者である上記業者に整備を依頼する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

福祉局弘済院管理課 (施設運営グループ)

電話番号 : 06 (6871) 8020

随意契約理由書

1 案件名称

超低温槽フリーザー 修理

2 契約の相手方

所在地 大阪府中央区内平野町 3 丁目 2 番 10 号

会社名 株式会社 アダチ

代表者 代表取締役 足立 三朗

3 随意契約理由

当院 2 階の連携室に設置している超低温槽フリーザー (レブコ E X F - 2 4 0 8 6 - A K) は、コンプレッサーの故障により使用ができなくなったため、早急に修繕を行う必要がある。

代替機の準備および当機器の修繕には特殊の技術及び固有の部品が必要であるため、機器メーカーの指定代理店である上記事業者と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

福祉局弘済院管理課 (附属病院グループ)

(電話番号 : 06 - 6871 - 8034)